



first corporation

第15回 定時株主総会 招集ご通知

ファーストコーポレーション株式会社
(証券コード：1430)

日時

2026年8月25日（火曜日）
午前10時

場所

東京都港区赤坂一丁目8番1号
赤坂インターシティAIR 3階
赤坂インターシティコンファレンス

決議 事項

第1号議案 取締役
(監査等委員である取締役を除く。)
7名選任の件
第2号議案 監査等委員である
取締役1名選任の件
第3号議案 補欠の監査等委員である
取締役1名選任の件

証券コード 1430
2026年8月5日
(電子提供措置の開始日2026年8月3日)

株主各位

東京都杉並区荻窪四丁目30番16号
ファーストコーポレーション株式会社
代表取締役社長 中村 利秋

第15回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第15回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に「第15回 定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.1st-corp.com/ir/library/stockholders-meeting/>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧
書類/PR情報」を順に選択の上、ご覧ください。

なお、当日ご出席いただく以外に、インターネット又は書面により議決権を行使することが
できますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、3頁の
「インターネット・郵送による議決権行使方法のご案内」に従って、2026年8月24日（月曜日）
午後5時45分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年8月25日（火曜日） 午前10時（午前9時30分 受付開始）
2. 場 所 東京都港区赤坂一丁目8番1号
赤坂インターシティAIR 3階
赤坂インターシティコンファレンス
(末尾の「第15回 定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第15期（2025年6月1日から2026年5月31日まで）事業報告及び連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第15期（2025年6月1日から2026年5月31日まで）計算書類の内容報告の件

- 決議事項**
- 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
- 第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件
- 第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

- （1）代理人により議決権行使をされる場合は、議決権を有する株主の方に委任する場合に限られます。
- （2）議決権の不統一行使をされる場合には株主総会の3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を当社にご通知ください。

以上

-
- ◎当日ご出席の際は、資源節約のために本招集通知をご持参いただきますようお願い申し上げます。
 - ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎当日は軽装（クールビズ）にて実施させていただきますので、株主の皆様も軽装でご出席くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。
 - ◎本総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、次に掲げる事項につきましてはお送りする書面には記載しておりません。
 - ①事業報告の業務の適正を確保する体制及び上記体制の運用状況
 - ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」
 - ③計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」
 - ◎株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

インターネット・郵送による議決権行使方法のご案内



インターネットにより議決権を行使される場合

スマートフォンまたはパソコン等から、以下の方法により議決権行使ウェブサイトへアクセスしていただき、賛否をご入力ください。

行使期限 ▶▶▶▶ 2026年8月24日（月）午後5時45分まで



「スマート行使」から

- 1 お手元の議決権行使書の右下に記載されたQRコードを読み取ってください。



- ✓ 従来の用紙記入・郵送が不要
- ✓ パソコンの起動・議決権行使ウェブサイトへの遷移が不要
- ✓ 面倒なID・パスワードの入力が不要

※「スマート行使」の議決権行使は1回のみ可能です。
再行使する場合は、「パソコン等から」と同様の方法で行使願います。
※スマートフォンの機種によりQRコードでのログインができない場合があります。
※ご利用のQRコード読み取りアプリによっては操作が必要な場合もあります。
※QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。



パソコン等から

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 2 お手元の議決権行使書に記載された「議決権行使コード」を入力してください。

「議決権行使コード」を入力
「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書に記載された「パスワード」をご入力ください。

「初期パスワード」を入力
実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください
「登録」をクリック

以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ご不明な点等がございましたら、以下へお問い合わせ願います。

システム等に関する
お問い合わせ先

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル



0120-768-524 (受付時間 年末年始を除く9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。



行使期限 ▶▶▶▶ 2026年8月24日（月）午後5時45分までに到着

議決権行使書		株主番号 123456789	議決権行使回数	10回	
〇〇〇〇株式会社 御中 私は、〇〇〇〇年〇月〇日開催の貴社第〇〇期定時株主総会（親合会または総会を含む）における議決につき、右記（賛否を○印で表示）のとおり議決権を行使します。					
賛否表示欄	第1号議案	第2号議案	第3号議案 (7分超過議案を除く)	第4号議案 (7分超過議案を除く)	第5号議案
	○	○	○	○	○
	○	○	○	○	○

各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示のみとしたものと取り扱います。

〇〇〇〇株式会社

- 株主総会にご出席されない場合は、この議決権行使用紙に賛否をご記入ください。
〇〇〇〇年〇月〇日午後〇時〇分までに到着するようご返送ください。
- 第3号議案から第4号議案の賛否をご表示の際は、一部の関係者につき異なる意図を表示される場合は、「株主総会参考書」に記載の「当議決権者の番号をご記入ください」。
- 賛否のご表示は、黒色のボールペンにより、はっきりと○印をご記入ください。
- 議決権をインターネット上で行使される場合、下のQRコードをスマートフォンで読み取るか、顔認証機能や「プッシュインアクセス」し〇〇〇〇年〇月〇日午前〇時〇〇分までに完了してください。この場合、議決権行使書を返送される必要はありません。

00000000000000000000 K1T-00000001#

インターネットと表面両方で議決権行使された場合は、インターネットを有効とします。
株主総会にご出席の際は、この用紙の右角を切り離さずにそのまま帰属券付にご提出ください。

お 願 い

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログイン QR コード

〇〇〇〇株式会社

こちらに、各議案の賛否をご表示ください。

一部の候補者に：「賛」の欄に○印をし、
反対する場合：反対する候補者の番号を
ご記入ください。

反対の場合：「否」の欄に○印

— 4 —

株主総会参考書類

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）6名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者の指名にあたっては、業務執行における善管注意義務及び忠実義務を適切に果たし、当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上に貢献するための資質を備え、当社の経営を適切に遂行する能力を有する者であることを指名の基準とし、独立社外取締役を過半数とする「指名検討会議」にての審議を経て、取締役会において十分に検討を行い決定しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名	性別	現在の当社における 地位及び担当	取締役会へ の出席状況	専門性					
					企業 経営	建築	不動産	財務 会計	法務・ リスクマネ ジメント	ガバナ ンス
再任 1	なかむら としあき 中村 利秋	男性	代表取締役社長 執行役員 兼開発事業本部長	20回 ／20回 (100%)	●	●	●	—	—	●
再任 2	おお と りょう 大戸 領	男性	取締役執行役員 建築事業本部工事部長	20回 ／20回 (100%)	—	●	—	—	—	—
新任 3	うえ まつ じゅんいち 植松 淳一	男性	常務執行役員 開発事業副本部長	—	—	—	●	—	—	—
新任 4	えん どう よし み 遠藤 佳美	女性	常務執行役員 経営企画室長兼 管理本部経理部長	—	—	—	—	●	●	●
再任 5	ふじもと さとし 藤本 聡	男性	社外 独立役員 取締役	20回 ／20回 (100%)	●	—	—	—	●	●
再任 6	しば やま ひさ お 柴山 久雄	男性	社外 独立役員 取締役	20回 ／20回 (100%)	●	—	●	—	—	●
再任 7	お の たか き 小野 貴樹	男性	社外 独立役員 取締役	20回 ／20回 (100%)	●	—	●	—	—	●

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
1	再 任 (なか むら とし あき) 中 村 利 秋 (1950年11月21日)	1979年 5 月 (有)中村美装 取締役 1982年 10月 ナカワ工業(株) (現 ファーストカルデア(株)) 設立 代表取締役社長 1990年 2 月 ランドワークス(株) 代表取締役社長 2007年 5 月 (株)中村設立 代表取締役社長 (現任) 2011年 6 月 当社設立 代表取締役社長 2020年 11月 ファーストエボリューション(株) 取締役 2021年 4 月 当社代表取締役社長 兼開発事業本部長 (現任) 2021年 10月 ファーストエボリューション(株) 代表取締役 2023年 8 月 ファーストエボリューション(株) 取締役 2024年 5 月 ファーストエボリューション(株) 代表取締役 社長 (現任)
		所有する当社の株式数 2,067,360株
	【取締役候補者とした理由】 当社創業以来、代表取締役社長を務め、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督などの役割を適切に果たすとともに、当社の業容拡大と企業価値向上に向けリーダーシップを発揮し、多大な成果を上げてまいりました。経営者としての高い見識、豊富な経験、実績を有することから、当社の更なる企業価値向上と持続的成長の実現に向け適任と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。	

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
2	再 任 (おお と りょう) 大 戸 領 (1971年10月21日)	1992年 4 月 (株)ユーディーケー入社 2007年 7 月 ファーストカルデア(株)入社 工事課長 2012年 2 月 当社入社 建築部工事グループ工事長 2018年 6 月 当社 建築事業本部工事部長 2022年 6 月 当社 執行役員建築事業本部工事部長 2024年 8 月 当社取締役 建築事業本部工事部長（現任）
	所有する当社の株式数	10,100株
	【取締役候補者とした理由】 取締役として、建築部門の現場責任者及び本社建築部門の実務責任者として、当社の企業価値向上に向けた施策を立案・実施し、当社の業容拡大と企業価値向上に大きく貢献してまいりました。高い専門性で見識、豊富な経験、実績を有することから、当社の更なる企業価値向上と持続的成長の実現に向け適任と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。	

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
3	新任 (う え ま つ じ ゅ ん い ち) 植 松 淳 一 (1966年11月21日)	1989年 4 月 東洋住宅販売(株)入社 1994年 6 月 (株)五色入社 1996年 10月 公共建物(株)入社 1998年 10月 扶桑レクセル(株)入社 2003年 10月 (株)新日本建物入社 2005年 3 月 日本綜合地所(株)入社 2011年 2 月 常陽環境開発(株)入社 2015年 6 月 当社入社 2020年 6 月 当社執行役員 開発事業副本部長 2024年 6 月 当社常務執行役員 開発事業副本部長（現任） 2024年 8 月 ファーストエボリューション(株) 取締役（現任）
	所有する当社の株式数	1,000株
	【取締役候補者とした理由】 当社入社以来、不動産開発事業に従事し、豊富な業務経験と専門的な知識を有しております。また、開発事業副本部長として事業運営及び組織マネジメントに携わり、当社の業績向上に貢献してまいりました。 不動産開発事業における豊富な経験と実績、高い専門性及び見識を有していることから、その知識と経験を当社の経営に活かし、企業価値の更なる向上と持続的な成長の実現に向け適任と判断し、新たに取締役として選任をお願いするものであります。	

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
4	新任 (えん どう よし み) 遠 藤 佳 美 (1982年9月11日)	2005年 4 月 ミサワリゾート(株) (現 リソルホールディングス(株)) 入社 2008年 12 月 (株)リオ・ホールディングス入社 2013年 3 月 (株)ビーロット入社 執行役員管理本部長 2020年 6 月 当社執行役員 経理部長 2025年 10 月 当社常務執行役員 経営企画室長兼管理本部経理部長 (現任)
	所有する当社の株式数	100株
	【取締役候補者とした理由】 当社入社以来、経理部長として財務・会計業務の適正な運営及び財務基盤の強化に貢献してまいりました。また、経営企画室長として経営戦略の立案、予算管理及び経営計画の策定・推進に携わり、当社の持続的な成長及び企業価値の向上に貢献してまいりました。 高い専門性と見識、豊富な経験、実績を有することから、当社の更なる企業価値向上と持続的成長の実現に向け適任と判断し、新たに取締役としての選任をお願いするものであります。	

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
5	再 任 (ふじ もと さとし) 藤 本 聡 (1957年7月28日)	1980年 4 月 (株)富士銀行（現 (株)みずほ銀行）入行 1994年 7 月 同行 法務部上席調査役 2002年 4 月 (株)みずほコーポレート銀行（現 (株)みずほ銀行） 大手町営業第七部次長 2004年 5 月 同行 企業第一部長兼企業第三部長 2008年 4 月 同行 執行役員営業第二部長 2010年 4 月 同行 常務執行役員営業担当役員 2012年 3 月 東京建物(株) 常務取締役 2013年 3 月 (株)みずほコーポレート銀行（現 (株)みずほ銀行） 理事 2013年 6 月 シャープ(株) 取締役常務執行役員 2015年 6 月 芙蓉オートリース(株) 社外監査役 2015年 8 月 当社 社外取締役（現任） 2017年 6 月 安田倉庫(株) 社外監査役（現任） (株)中村屋 社外監査役 2022年 6 月 (株)中村屋 社外取締役（現任）
	所有する当社の株式数	5,000株
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 金融機関及び事業会社における経営者としての豊富な経験により、深い見識と広範な知見を有しておられ、社外取締役として、当社の経営を適切に監督いただくとともに、有益な意見をいただいております。 経営への助言や業務執行に対する適切な監督等の職務を果たしていただけると期待できることから、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。	

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
6	再 任 (しば やま ひさ お) 柴 山 久 雄 (1953年6月2日)	1977年 4 月 東海興業(株)入社 1987年 10月 東京建物(株)入社 2005年 3 月 同社 取締役都市再生プロジェクト推進部長 2008年 6 月 同社 常務取締役住宅事業本部長 2010年 6 月 同社 常務取締役海外事業本部長兼住宅事業本部長 2012年 3 月 同社 常務取締役住宅事業本部長 2013年 3 月 同社 取締役専務執行役員住宅事業本部長 2015年 3 月 同社 代表取締役専務執行役員住宅事業本部長 2018年 12月 同社 取締役 2023年 8 月 当社 社外取締役（現任）
		所有する当社の株式数 一株
		【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 事業会社における経営者としての豊富な経験により、深い見識と広範な知見を有しておられ、社外取締役として、当社の経営を適切に監督いただくとともに、有益な意見をいただいております。 経営への助言や業務執行に対する適切な監督等の職務を果たしていただけると期待できることから、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
7	再 任 (お の たか き) 小 野 貴 樹 (1965年4月9日)	1988年 4 月 (株)住友銀行（現 (株)三井住友銀行）入行 2009年 4 月 (株)三井住友銀行 金沢支店長兼金沢法人営業部長 2015年 4 月 同行 新宿法人営業第一部長 2016年 4 月 同行 執行役員新宿法人営業第一部長 2017年 4 月 同行 執行役員ホールセール統括部長 (株)三井住友フィナンシャルグループ 執行役員ホールセール企画部部長 2018年 4 月 (株)三井住友銀行 常務執行役員ホールセール統括部長 (株)三井住友フィナンシャルグループ 常務執行役員ホールセール事業部門事業部門長補佐 2019年 4 月 (株)三井住友銀行 常務執行役員ホールセール部門副責任役員（西日本担当） (株)三井住友フィナンシャルグループ 常務執行役員ホールセール事業部門事業部門長補佐 2021年 4 月 (株)三井住友銀行 常務執行役員ホールセール部門副責任役員兼コーポレートバンキング本部長 (株)三井住友フィナンシャルグループ 常務執行役員ホールセール事業部門副事業部門長 2022年 4 月 (株)三井住友銀行 常務執行役員プライベート・アドバイザリー本部担当兼トランザクション・ビジネス本部担当 (株)三井住友フィナンシャルグループ 常務執行役員決済企画部担当 2024年 4 月 (株)三井住友銀行 顧問 2024年 8 月 当社 社外取締役（現任） 2024年 9 月 (株)パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス 社外取締役（監査等委員）（現任）
	所有する当社の株式数	一株
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 金融機関における豊富な経験により、深い見識と広範な知見を有しておられ、当社の経営への助言や業務執行に対して適切に監督いただくとともに、有益な意見をいただいております。 経営への助言や業務執行に対する適切な監督等の職務を果たしていただけると期待できることから、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。	

- (注)
1. 各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
 2. 藤本聡氏、柴山久雄氏及び小野貴樹氏は会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
 3. 藤本聡氏、柴山久雄氏及び小野貴樹氏は、東京証券取引所の定める独立役員の要件を充たしており、独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 4. 当社は藤本聡氏、柴山久雄氏及び小野貴樹氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令に定める最低責任限度額に限定する契約を締結しております。各氏が選任された場合、当社は各氏との間で当該契約を継続する予定です。
 5. 藤本聡氏は2015年8月から当社社外取締役を務めており、その在任期間は本定時株主総会終結の時をもって11年となります。柴山久雄氏は2023年8月から当社社外取締役を務めており、その在任期間は本定時株主総会終結の時をもって3年となります。小野貴樹氏は2024年8月から当社社外取締役を務めており、その在任期間は本定時株主総会終結の時をもって2年となります。
 6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
 7. 候補者の氏名等は、電子開示システムの都合上、常用漢字を使用して表示しております。

第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役藪谷典行氏が2026年4月1日に逝去され、法令に定める監査等委員会に1名の欠員が生じたため、東京地方裁判所に一時取締役（監査等委員）の職務を行うべきものの選任の申し立てを行い、2026年5月14日付で同裁判所より一時取締役として足立学氏を選任した旨の通知を受け、現在同氏が一時取締役として就任しております。一時取締役の任期は、本総会において後任の取締役が選任される時までとなります。つきましては、監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案の内容につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

当該監査等委員である取締役の任期については、逝去した監査等委員である取締役の任期の満了の時までといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏 名	現在の当社における地位及び担当	取締役会への出席状況	専門性					
			企業経営	建築	不動産	財務会計	法務・リスクマネジメント	ガバナンス
うめ き あつ お 梅木 篤郎	社 外 独立役員	一回 ／一回 (－%)	●	●	●	－	－	●

氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
新任 (うめ き あつ お) 梅 木 篤 郎 (1963年10月9日)	1986年 4 月 (株)トーマン（現 豊田通商(株)）入社 2000年 4 月 (株)トーマンビジネスサポート入社 2000年 8 月 (株)明豊エンタープライズ入社 営業部長 2001年 1 月 (株)明豊エンタープライズ 常務取締役 2002年 8 月 (株)明豊エンタープライズ 代表取締役社長 2008年 1 月 (株)明豊プロパティーズ 取締役（明豊エンタープライズ兼任） 2009年 1 月 (株)明豊プロパティーズ 代表取締役社長（明豊エンタープライズ兼任） 2012年 2 月 (株)明豊エンタープライズ 代表取締役専務執行役員 2012年 10月 (株)明豊エンタープライズ 代表取締役 2017年 11月 スターアジア総合開発(株)本店 代表取締役 2019年 6 月 価値開発(株)（現 ポラリスホールディングス(株)）取締役会長 2020年 6 月 同社 代表取締役社長 2024年 5 月 同社 取締役副会長 不動産事業本部長 2025年 10月 スターアジア総合開発(株)本店 取締役 2026年 1 月 (株)ラビットコーポレーション 代表取締役会長 兼 CEO（現任）
所有する当社の株式数	一株
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 会社経営及び企業の内部統制・監査に関する知見を有し、企業の業務執行の監督に十分な能力を備えておられ、当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督等の職務を果たしていただけると期待できることから、新たに監査等委員である取締役としての選任をお願いするものであります。	

- (注) 1. 候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 候補者は会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
3. 候補者は、東京証券取引所の定める独立役員の要件を充たしており、独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定です。
4. 候補者が監査等委員である取締役に就任した場合、当社は会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令に定める最低限度額に限定する契約を締結する予定であります。
5. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び訴訟費用を当該保険契約により填補することとしております。候補者が監査等委員である取締役に就任した場合、候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。その任期は前任者の残存任期とします。本議案の効力は次期定時株主総会の開始の時までとします。なお、本議案の内容につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
(たか はた あき ひさ) 高 畑 明 久 (1978年5月13日)	2005年 12月 新日本監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）入所 2010年 10月 TOMA税理士法人入所 2013年 9月 税理士法人三宅会計事務所（現 税理士法人三宅・松田会計事務所）入所 2015年 11月 高畑明久公認会計士事務所開設 所長（現任） 2018年 10月 高畑明久税理士事務所開設 所長（現任） 2020年 7月 ESネクスト監査法人（現 ESネクスト有限責任監査法人）代表パートナー 2022年 2月 ESネクスト有限責任監査法人 パートナー
所有する当社の株式数	一株
【補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 公認会計士及び税理士としての専門的な知識並びに豊富な経験を有しており、その知識及び経験を活かして、財務・会計及び税務の観点から当社の監査・監督機能の強化に貢献していただくことを期待したため、補欠の監査等委員である社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。	

- (注) 1. 候補者は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
2. 候補者は現在、当社の顧問税理士であり、当社は同氏との間で税務顧問契約を締結しております。
3. 候補者が監査等委員である社外取締役に就任した場合、当社は会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令に定める最低限度額に限定する契約を締結する予定であります。
4. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び訴訟費用を当該保険契約により填補することとしております。候補者が監査等委員である社外取締役に就任した場合、候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
5. 候補者の氏名等は、電子開示システムの都合上、常用漢字を使用して表示しております。

〔ご参考〕

〈独立社外取締役の独立性判断基準〉

当社は、金融商品取引所が定める独立性基準に則り、社外取締役の独立性を判断しており、以下の全ての要件に該当する場合、社外取締役の独立性があると判断します。

- 1) 当社又は当社の子会社の業務執行者ではないこと
- 2) 当社又は当社子会社の業務執行者でない取締役又は会計参与ではないこと（当該社外取締役が監査等委員である場合）
- 3) 当社の親会社の業務執行者（業務執行者でない取締役を含む。）ではないこと
- 4) 当社の親会社の監査役ではないこと
- 5) 当社の兄弟会社の業務執行者又は業務執行者でない取締役ではないこと
- 6) 当社の現在の主要株主又はその業務執行者ではないこと
- 7) 当社の主要な取引先又はその業務執行者ではないこと
- 8) 当社を主要な取引先とする者又はその業務執行者ではないこと
- 9) コンサルタント、会計専門家、法律専門家として、役員報酬以外に当社から多額の報酬を受けていないこと（当該社外取締役が属する法人、組合等の団体が報酬を受けている場合を含む。）
- 10) 上記 1) から 9) までの業務執行者等の配偶者又は 2 親等以内の親族でないこと

以上

事業報告

〔自 2025年 6 月 1 日〕
〔至 2026年 5 月 31 日〕

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、インバウンド需要の継続や企業収益の底堅さ、賃上げの浸透などを背景に、国内景気は緩やかな回復基調を維持しました。一方で、エネルギー価格や原材料価格の高止まりに加え、継続的な国内の物価上昇への懸念、更には中東情勢の緊迫化による地政学リスクなど、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社グループの属する建設業界におきましては、旺盛な建設投資が継続すると予想される中、労務費・資材価格について上昇傾向が続いていることや労働者不足の深刻化などにより厳しい事業環境が続いております。

このような状況のもと、当社グループの主要事業エリアである東京圏（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県）における2025年（暦年）のマンション着工件数は40,305戸（前年比21.0％減）となりました。また、2025年（暦年）のマンション供給件数は21,962戸（同4.5％減）と4年連続の減少となっております。

2026年（暦年）の動向につきましては、マンション着工件数は2025年（暦年）と比べ低迷が予想されますが、マンション供給件数は4.7％増の23,000戸程度、販売在庫は2025年（暦年）と同水準と予想されていること、引き合い案件は依然活況であること、東京圏における当社グループのシェアは3％程度と伸張の余地は充分にあることから、当社グループにおける当面の受注及び施工物件の確保は可能と考えております。

（データはいずれも国土交通省-公表資料、「都道府県別着工戸数」及び（株）不動産経済研究所-公表資料、「首都圏マンション市場動向」、「首都圏マンション市場予測－2026年の供給予測－」より）

当社グループは「より良質な住宅を供給し、豊かな住環境に貢献する」という社是を制定し、より良質な住宅を供給するという社会的使命を果たすべく事業を推進しております。安全と品質は全てのものに優先するという経営理念のもと、安全につきましては、安全パトロールの実施等を徹底しております。また、品質につきましては、段階別品質巡回や独自の施

工マニュアルの徹底とその品質保持のための研修会等を定期的に開催しております。更に、建物の強度を保つ重要な躯体部分（杭、配筋、生コンクリート）の品質について、第三者機関による施工監査を導入し、建物の品質確保に万全を尽くしているほか、特定の内装下地も新たに対象とし、安心と品質を追求し、信頼獲得につなげております。

当社グループは、創業20周年に向けた中期経営計画『First VISION 2031』を策定し、フェーズ1として2028年5月期に売上高500億円、フェーズ2として2031年5月期に売上高1,000億円を目指す方針を公表いたしました（2026年1月14日公表）。本計画の重点施策は資本収益性の向上であり、事業推進と成長投資を掲げております。その中でも人的資本投資が重要な要素であり、フェーズ1では「採用」「人材育成」「新4Kへの対応」に注力し、数値目標の着実な達成とともに、企業基盤の構築を目指します。

セグメントごとの業績につきましては、次のとおりであります。

【建設事業】

建設事業におきましては、売上高27,224,836千円（前年同期比20.2%増）、セグメント利益3,036,483千円（前年同期比74.4%増）となりました。

当連結会計年度におきましては、受注件数5件、受注高20,138,633千円及び受注残高28,360,975千円となりました。売上高が前年同期比を大幅に増加いたしました理由としては、進行中の工事が順調に推移したことによるものであり、その分受注残高は前年同期比で減少いたしました。一方で、次期計画では350億円の受注高を見込んでおり、受注環境は順調に推移しております。

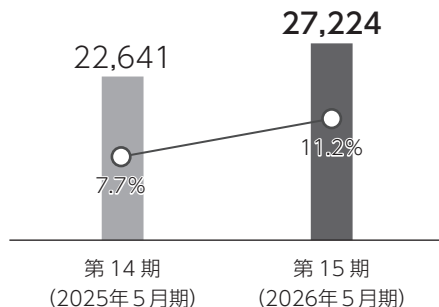
【不動産事業】

不動産事業におきましては、売上高8,817,082千円（前年同期比56.5%減）、セグメント利益1,106,587千円（前年同期比49.4%減）となりました。

当連結会計年度におきましては、事業用地の販売が当初予定を大きく上回る利益率となるなど、好調に推移いたしました。『First VISION 2031』の重点施策であります資本収益性の向上の具体的行動の一つとして共同事業の推進を掲げており、当期は共同事業協定の新規案件も進捗し、中長期的な不動産の確保を進めております。また、次期以降の販売用不動産の積極投資も順調に推移しております。

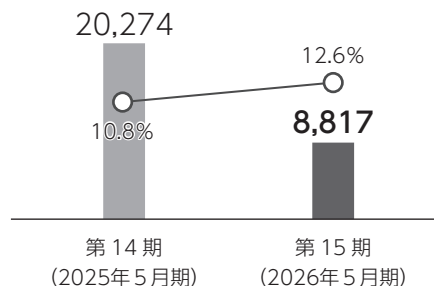
建設事業

売上高・営業利益率 (単位：百万円)



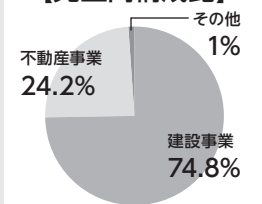
不動産事業

売上高・営業利益率 (単位：百万円)



これらの結果、当連結会計年度の売上高は36,417,480千円（前年同期比15.7%減）、営業利益2,896,009千円（前年同期比12.3%増）、経常利益2,689,983千円（前年同期比8.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益1,882,465千円（前年同期比12.8%増）となりました。

【売上高構成比】



■売上高

36,417百万円 (15.7%減)

■営業利益

2,896百万円 (12.3%増)

■経常利益

2,689百万円 (8.5%増)

■親会社株主に帰属する当期純利益

1,882百万円 (12.8%増)

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した重要な設備投資はありません。

(3) 資金調達の状況

当社グループは、運転資金及び仕掛販売用不動産の取得資金として20,656,000千円調達いたしました。当連結会計年度末の借入金残高は12,437,660千円となっております。

(4) 対処すべき課題

(営業開発)

当社グループは、事業戦略として「造注方式」を掲げ、土地開発及び土地持込による特命受注を事業の中核とすべく、体制整備とその推進に注力しております。今後も更なる用地確保と造注方式のシェア拡大を図るとともに、超高層建築や再開発事業等も推進し、経営計画の実現と業容の拡大に努めてまいります。

また、新規顧客の更なる開拓、担当人員の拡充や土地情報入手先の多様化にも注力してまいります。

(施工体制)

施工体制については、生産能力の拡大と品質向上という2点の課題に取り組んでおります。

生産能力の拡大については、積極的な採用による一定水準以上の技能を有する人員の拡充のほか、M&Aや業務提携により施工人員の確保も検討してまいります。また、安全パトロールの拡充や社内研修の充実により安全衛生教育を徹底してまいります。

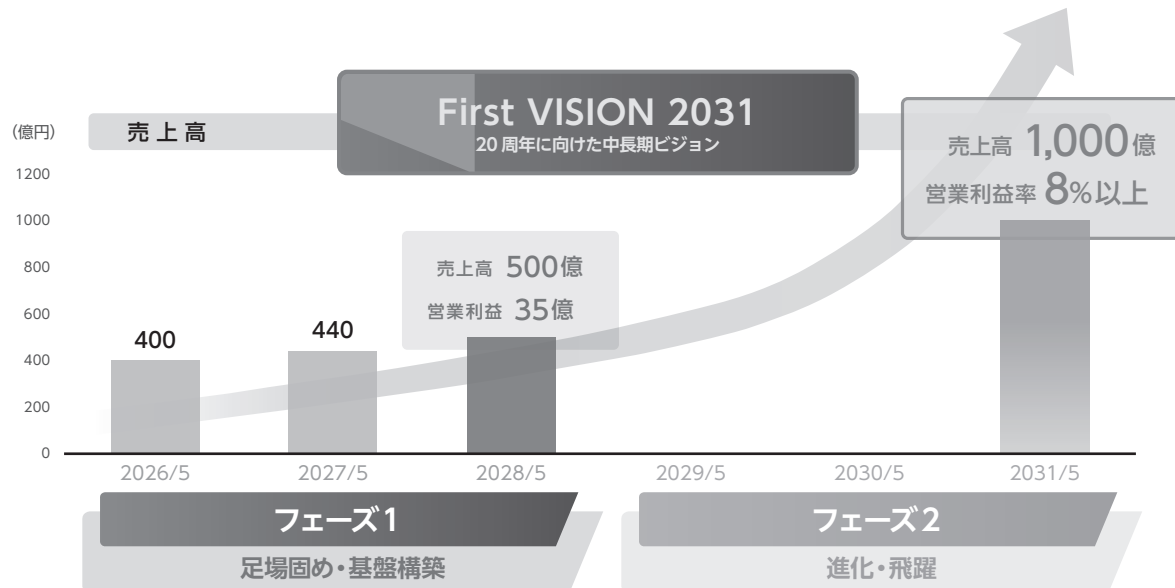
品質向上については、建物の強度を保つ根幹となる躯体部分の構造検査において、法令に則った所定の検査に加え、本社品質管理担当者によるダブルチェックを追加実施する等、業界において標準的に実施されている以上の検査を実施しております。重要な躯体部分の三項目である杭、配筋、生コンクリートの品質について、施主が第三者機関の検査を実施しない場合、当社で検査を導入する取り組みを実施しているほか、特定の内装工事も新たに対象といたしました。安全・安心・堅実なマンションの供給に万全を尽くしてまいります。

(内部管理体制)

当社グループは、企業価値の向上を図るため、コーポレート・ガバナンスが有効に機能することが不可欠であると認識し、業務の適正性、財務報告の信頼性確保、及び法令遵守の徹底を進め、その整備を適宜実施しております。

(ご参考) 「First VISION 2031」

「First VISION 2031」の**フェーズ1**で当面目標の売上高500億円を達成し、**フェーズ2**で売上高1,000億円と営業利益率8%以上を達成できるように人材の確保とDX化や人材育成による業務効率化により利益向上を目指します。



(注) 2028年5月期の営業利益は、2026年7月15日公表の2026年5月期決算説明資料において、営業利益41億円へと上方修正しております。

フェーズ1の基本方針

Innovation2020で掲げた
当社グループの当面の目標である
売上高500億円を実現させる。
また、次のステージとなる売上高1,000億円
へのステップアップに向けた基盤構築のため、
積極的な投資を実施する。

重点施策

資本収益性の向上

事業推進

造注方式&共同事業の推進、
建築種別の拡大、安全品質管理強化、
建設ディレクターグループによる効率化

成長投資

人的資本投資、新4K対応の推進、M&A

中長期ビジョン「First VISION 2031」で重要な要素の一つは人的資本投資フェーズ1から積極的な投資を実施していく

要員計画

人的資本への積極的な投資で**300名以上**の体制を目指す



人的資本投資



採用



人材育成



新4Kへの対応

(5) 財産及び損益の状況の推移

①企業集団の財産及び損益の状況

(単位:百万円)

区分	第12期 (2023年5月期)	第13期 (2024年5月期)	第14期 (2025年5月期)	第15期 (2026年5月期)
売上高	25,543	28,485	43,194	36,417
経常利益	1,979	1,422	2,478	2,689
親会社株主に帰属する当期純利益	1,364	944	1,669	1,882
1株当たり当期純利益額(円)	114.80	79.15	139.74	157.18
総資産	21,466	23,717	24,889	32,284
純資産	7,922	8,468	9,760	11,145
1株当たり純資産額(円)	664.54	708.48	816.73	929.21

(注) 1株当たり当期純利益額は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。
また、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

②当社の財産及び損益の状況

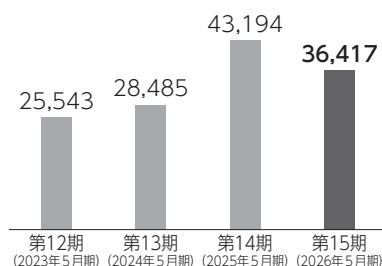
(単位:百万円)

区分	第12期 (2023年5月期)	第13期 (2024年5月期)	第14期 (2025年5月期)	第15期 (2026年5月期)
売上高	25,487	27,822	43,094	35,890
経常利益	2,065	1,405	2,582	2,750
当期純利益	1,451	972	1,540	1,876
1株当たり当期純利益額(円)	122.08	81.45	128.95	156.71
総資産	21,315	23,595	24,595	31,984
純資産	8,047	8,620	9,784	11,162
1株当たり純資産額(円)	675.00	721.22	818.67	930.67

(注) 1株当たり当期純利益額は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。
また、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

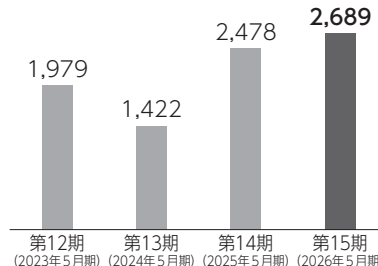
売上高	
36,417百万円	前期比 15.7%減

売上高 (百万円)



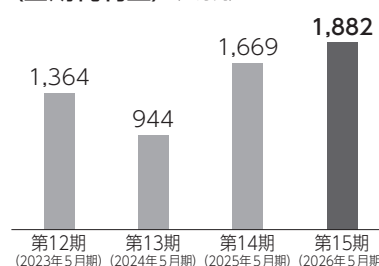
経常利益	
2,689百万円	前期比 8.5%増

経常利益 (百万円)



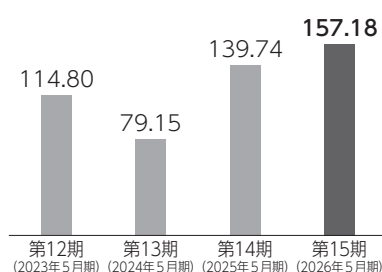
親会社株主に帰属する当期純利益 (当期純利益)	
1,882百万円	前期比 12.8%増

親会社株主に帰属する当期純利益 (当期純利益) (百万円)



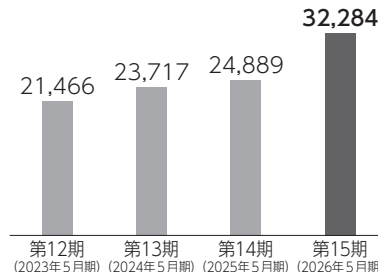
1株当たり当期純利益額	
157.18円	前期比 12.5%増

1株当たり当期純利益額 (円)



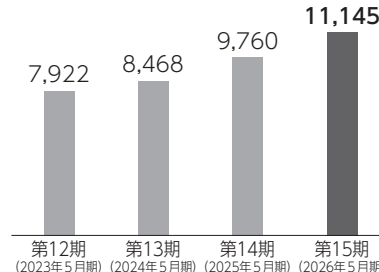
総資産	
32,284百万円	前期比 29.7%増

総資産 (百万円)



純資産	
11,145百万円	前期比 14.2%増

純資産 (百万円)



(6) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
ファーストエボリューション株式会社	40百万円	100%	マンションサービス運営及び分譲販売等

(7) 主要な事業内容（2026年5月31日現在）

当社グループは分譲用マンション建設を主たる事業とし、企画開発から施工までを担う総合建設企業であります。

(8) 主要な事業所（2026年5月31日現在）

事業所名	住所
本社	東京都杉並区
九州支店	福岡県福岡市中央区

(9) 従業員の状況（2026年5月31日現在）

従業員数	前連結会計年度末比増減
199名	19名増

(注) 1. 使用人兼務役員1名は含まれておりません。

2. 従業員数は就業人員であり、受入出向者を含み、他社への出向者及び臨時従業員を含んでおりません。

(10) 主要な借入先（2026年5月31日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	6,288 百万円
株式会社りそな銀行	2,451 百万円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当する事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2026年5月31日現在）

- | | |
|----------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 20,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 13,363,540株 |
| (3) 株主数 | 13,495名 |
| (4) 大株主（上位10名） | |

株主名	持株数	持株比率
中村利秋	2,067,360 株	16.27 %
飯田一樹	1,335,000	10.51
株式会社中村	1,099,520	8.66
株式会社日本カストディ銀行（信託E□）	712,300	5.61
齋藤みさを	510,000	4.01
中村莉紗	195,600	1.54
中村建二	195,600	1.54
堀口忠美	195,400	1.54
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB)	137,323	1.08
横山一夫	80,600	0.63

- (注) 1. 当社は自己株式660,578株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。
2. 当社は、株式給付信託（J-ESOP）及び役員株式給付信託（BBT-RS）を導入しております。このため株式会社日本カストディ銀行（信託E□）が当社株式712,300株を保有しておりますが、自己株式に含まれておりません。
3. 持株比率は小数点以下第3位を四捨五入して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

該当する事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日に当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の概要

名 称	第3回新株予約権
発行決議日	2016年9月15日
区分	社外取締役（監査等委員であるものを除く）
保有者数（人）	1
新株予約権の数（個）	50
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	5,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1
新株予約権の行使期間	2017年 9 月 16 日から 2037年 9 月 15 日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 663 資本組入額 332
新株予約権の行使の条件	(注)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡により取得するには、当社取締役会の承認を要するものとする。

(注) 新株予約権の行使の条件

1. 新株予約権者は、当社の取締役又は社外取締役のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間に限って新株予約権を一括して行使することができる。
2. 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。

(2) その他新株予約権に関する重要な事項

該当する事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等 (2026年5月31日現在)

氏名	会社における地位	担当及び重要な兼職の状況
中 村 利 秋	代表取締役社長	開発事業本部長 ファーストエボリューション(株) 代表取締役社長 (株)中村 代表取締役社長
佐 井 賀 豊	専務取締役	建築事業本部長兼再開発事業担当兼管理本部管掌
大 戸 領	取締役	建築事業本部工事部長
藤 本 聡	取締役	安田倉庫(株) 社外監査役 (株)中村屋 社外取締役
柴 山 久 雄	取締役	
小 野 貴 樹	取締役	(株)パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス 社外取締役 (監査等委員)
諸 橋 隆 章	取締役 (監査等委員)	弁護士 (ライジング法律事務所代表パートナー) ポラリス・ホールディングス(株) 社外取締役 (監査等委員) (株)よしだ 社外取締役
植 野 和 宏	取締役 (監査等委員)	公認会計士・税理士 (植野和宏公認会計士・税理士事務所所長) (株)Leagress 代表取締役 (株)ギフティ 社外監査役 KIYOラーニング(株) 社外取締役 (株)ウィルプラスホールディングス 社外取締役 (監査等委員)
足 立 学	一時取締役 (監査等委員)	弁護士 (東京富士法律事務所パートナー) 一般社団法人事業再生実務家協会 常議員

- (注) 1. 取締役 藤本聡氏、柴山久雄氏及び小野貴樹氏ならびに取締役（監査等委員）諸橋隆章氏、植野和宏及び足立学氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 藪谷典行氏は、2025年8月26日開催の第14回定時株主総会において、新たに取締役（常勤監査等委員）に選任され、就任いたしました。
3. 横山一夫氏及び宮本比都美氏は、2025年8月26日開催の第14回定時株主総会終結のときをもって、任期満了により取締役を退任いたしました。
4. 藤倉正巳氏は、2025年8月26日開催の第14回定時株主総会終結のときをもって、任期満了により取締役（常勤監査等委員）を退任いたしました。
5. 取締役（常勤監査等委員）藪谷典行氏は、2026年4月1日に逝去により退任いたしました。それに伴い、足立学氏が同年5月14日に一時取締役（監査等委員）として選任され就任しております。
6. 当社は、取締役藤本聡氏、柴山久雄氏、諸橋隆章氏、植野和宏氏を独立役員として東京証券取引所に届け出ております。
7. 当社は、社内事情に精通したものが重要会議への出席や内部監査室等との連携を図り、情報収集その他監査の実効性を確保するためには常勤者による監査が必要と判断し、常勤の監査等委員を選定しております。
8. 取締役植野和宏氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
9. 当事業年度中における退任した取締役は、次のとおりであります。

氏名	退任時の地位	退任理由	退任年月日
横 山 一 夫	取締役 管理本部長兼生産管理部長	任期満了	2025年8月26日
宮 本 比 都 美	取締役 経営企画室長兼コンプライアンス担当	任期満了	2025年8月26日
藤 倉 正 巳	取締役（常勤監査等委員）	任期満了	2025年8月26日
藪 谷 典 行	取締役（常勤監査等委員）	逝去	2026年4月1日

(2) 取締役の報酬等

①役員報酬等の内容の決定に関する方針等

役員の報酬については、株主総会で承認された限度額の範囲内で、取締役（監査等委員である取締役を除く。）について独立社外取締役を過半数とする報酬検討会議にて審議し、取締役会の決議により決定し、監査等委員である取締役については監査等委員である取締役の協議により決定しております。

また取締役会は、当連結会計年度にかかる取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等について、報酬などの内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。なお、取締役会の決議による取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、株主総会で決議された額の範囲内で、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とすることを基本方針とする。

b. 報酬構成

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、基本報酬、賞与、業績連動型株式報酬により構成する。ただし、業務執行からの独立性と取締役会の監督機能の観点から、社外取締役に対し業績連動型株式報酬は支給しない。

c. 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、経営・管理能力、業績・成果の評価、従業員給与の水準等に応じ決定する。ただし、社外取締役の基本報酬は、経歴、経験等を総合的に勘案し決定する。

d. 賞与の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

賞与は、業績指標（参考指標）を各連結会計年度の連結経常利益とした業績連動報酬として毎年6月に支給することとし、連結経常利益の目標値に対する達成状況を参考に各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬を基礎として決定する。

e. 業績連動報酬の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬は株式報酬（BBT-RS）とし、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の報酬と当社グループの業績及び株式価値との連動性をより明確にすることで、中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を一層高めるためのインセンティブとする。業績指標を各連結会計年度の連結経常利益とし、役位に応じたポイントに連結経常利益達成係数を乗じて算出したポイントを毎年定時株主総会開催日に各取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に付与し、付与ポイント数に相当する当社株式に取締役の退任までの間の譲渡制限を付し（ただし、その一部は当社株式の換価処分金相当額の金銭の給付とし、給付を受ける時期は原則として取締役の退任時とする。）毎年9月に交付する。

f. 取締役の個人別の報酬等の額に対する種類別の割合の決定に関する方針

業績及び株価の変動等に応じて変動するため、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の種類別の割合については、具体的な割合は定めない。

g. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等は、役位、職責、業績、内部留保の蓄積状況、中期的展望及び会社への貢献度による考課結果等に基づき、独立社外取締役を過半数とする報酬検討会議にて審議し、その答申を踏まえ取締役会にて決定することにより、客観性、透明性、公正性を確保する。

②取締役の報酬等の総額

(単位:百万円)

区分	人数	報酬等の種類別の総額			報酬等の総額
		基本報酬	賞与	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く）	8名	89	9	34	132
（うち社外取締役）	3名	19	1	5	26
取締役（監査等委員）	5名	17	1	3	22
（うち社外取締役）	3名	10	1	3	15
合計	13名	106	10	37	154

- (注) 1. 上記には、使用人兼務取締役の使用人給与相当額（賞与含む）が含まれておりません。
2. 上記人数には、2026年4月1日付で逝去により退任した取締役（監査等委員）及び2026年5月14日に就任した一時取締役（監査等委員）を含めております。
3. 株主総会決議による取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する報酬限度額は年額200百万円（うち社外取締役30百万円）であります（2025年8月26日 定時株主総会決議）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち社外取締役は3名）です。各取締役の報酬等は、当該報酬限度額の範囲において、取締役会により決定しております。
4. 当該金銭報酬とは別枠で、取締役に対する株式給付信託（BBT-RS）に係る報酬の額として付与するポイントの上限を1事業年度あたり109,800ポイント（うち取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）分として76,800ポイント、うち社外取締役分として18,000ポイント、うち監査等委員である取締役分として15,000ポイント）と決定しております（2025年8月26日 定時株主総会決議）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は9名（取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）は3名、社外取締役3名、監査等委員である取締役3名）です。
5. 株主総会決議による監査等委員である取締役に対する報酬限度額は年額30百万円であります（2025年8月26日 定時株主総会決議）。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名（うち社外取締役は2名）です。各監査等委員である取締役の報酬等は、当該報酬限度額の範囲において、監査等委員である取締役の協議により決定しております。
6. 賞与は業績連動報酬であり、業績連動報酬等の額の算定方法は、連結経常利益を指標として報酬検討会議にて決定しており、その実績は2,689百万円であります。当該指標を選択した理由は、営業活動のみならず投資活動も含めた総合的な当社の収益力を客観的に示す指標であるためであります。
7. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、株式給付信託（BBT-RS）の引当金繰入額として計上した額であります。なお当該株式給付信託は、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として導入し、役員株式給付規程に基づき、監査等委員である取締役及び社外取締役を除く取締役に対して、各連結会計年度における業績達成度及び役位に応じて算出された株式数に相当するポイントを付与しております。なお、その業績指標は連結経常利益であり、その実績は2,689百万円であります。また、監査等委員である取締役及び社外取締役に対しては、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役員に応じて算出された株式数に相当するポイントを付与しております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる旨、並びに当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする旨を定款に定めております。

上記に基づき、当社は社外取締役との間に当該契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は法令の定める限度額となっております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金及び争訟費用等の損害を填補することとしております。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社及び子会社の役員（取締役、監査役）、執行役員並びに管理職・監督者の地位にあるものであります。なお、保険料は会社が全額負担しており、被保険者の負担はありません。

(5) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先である他の法人等と当社の関係

社外取締役 藤本聡の兼職先である安田倉庫(株)、(株)中村屋と当社との間に特別の利害関係はありません。

社外取締役 小野貴樹の兼職先である(株)パン・パシフィック・インターナショナルホールディングスと当社との間に特別の利害関係はありません。

社外取締役（監査等委員） 諸橋隆章の兼職先であるライジング法律事務所、ポラリス・ホールディングス(株)及び(株)よしだと当社との間に特別の利害関係はありません。

社外取締役（監査等委員） 植野和宏の兼職先である植野和宏公認会計士・税理士事務所、(株)Leagress、(株)ギフトィ、KIYOラーニング(株)及び(株)ウイルプラスホールディングスと当社との間に特別の利害関係はありません。

社外取締役（監査等委員） 足立学の兼職先である東京富士法律事務所及び一般社団法人事業再生実務家協会と当社との間に特別の利害関係はありません。

②当事業年度における社外役員の主要な活動状況

区 分	氏 名	取締役会 (出席率)	監査等委員会 (出席率)
取締役	藤本 聡	20回出席/20回開催 (100%)	—
取締役	柴山 久雄	20回出席/20回開催 (100%)	—
取締役	小野 貴樹	20回出席/20回開催 (100%)	—
取締役 (監査等委員)	諸橋 隆章	20回出席/20回開催 (100%)	15回出席/15回開催 (100%)
取締役 (監査等委員)	植野 和宏	20回出席/20回開催 (100%)	15回出席/15回開催 (100%)
一時取締役 (監査等委員)	足立 学	1 回出席/ 2 回開催 (50%)	1 回出席/ 2 回開催 (50%)

(注) 取締役足立学氏は2026年5月14日に一時取締役（監査等委員）として選任されており、就任後の取締役会の開催回数は2回であります。

③発言状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

区 分	氏 名	期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	藤本 聡	金融機関及び事業会社における経営者としての豊富な経験を有することから、その高い見識に基づき、経営全般にわたり有益な指導・助言を行うほか、独立した立場から当社の業務執行を適切に監督しております。また、取締役等の指名や報酬等に関する指名・報酬検討会議のメンバーを務めております。
取締役	柴山 久雄	事業会社における経営者としての豊富な経験を有することから、その高い見識に基づき、経営全般にわたり有益な指導・助言を行うほか、独立した立場から当社の業務執行を適切に監督しております。また、取締役等の指名や報酬等に関する指名・報酬検討会議のメンバーを務めております。
取締役	小野 貴樹	金融機関における豊富な経験を有することから、その高い見識に基づき、経営全般にわたり有益な指導・助言を行うほか、独立した立場から当社の業務執行を適切に監督しております。また、取締役等の指名や報酬等に関する指名・報酬検討会議のメンバーを務めております。
取締役	諸橋 隆章	弁護士としての法務面の専門的見地から経営全般について適宜必要な助言、発言を行っております。
取締役	植野 和宏	公認会計士としての専門的見地から必要に応じて意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言、発言を行っております。
取締役	足立 学	弁護士としての法務面の専門的見地から経営全般について適宜必要な助言、発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 東陽監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①	当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	32百万円
②	当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	32百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、前期の監査実績の評価及び分析、会計監査の職務遂行状況並びに報酬見積りの算出根拠の相当性について必要な検証を行った上で会計監査人の報酬等の額について同意しております。

(3) 非監査業務の内容

該当する事項はありません。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人東陽監査法人は、会社法第427条第1項の定めに基づき責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は法令の定める限度額となります。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人の解任につきましては、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当した場合、監査等委員会は監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合の他、会計監査人の職務遂行の状況、監査の品質等を総合的に勘案して、監査等委員会は会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

6. 業務の適正を確保する体制

当社及び当社子会社（以下「当社グループ」という。）の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の概要は以下のとおりです。

当社グループは、以下の体制の下で会社業務の適法性・効率性の確保並びにリスクの管理に努めるとともに会社を取り巻く環境の変化に応じて見直しを行い、その改善・充実を図ることとする。

（1）当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①当社グループの取締役は、会社経営に関する重要事項及び業務執行状況を取締役会に報告して情報の共有化を図り、それに関する意見を交換することにより、取締役会による取締役の業務執行の監督を充実させる。
- ②当社グループの取締役会は、取締役会規程に従い取締役会に付議された議案が充分審議される体制をとり、会社の業務執行に関する意思決定が法令及び定款に適合することを確保する。
- ③当社グループの代表取締役は、法令若しくは取締役会から委任された会社の業務執行を行うとともに、取締役会の決定、決議及び社内規程等に従い業務を執行する。また、当社の代表取締役直轄に内部監査室を設置し、業務遂行状況の監視体制を図る。内部監査室は、法令、定款及び社内規程の遵守状況、職務執行の手続き及び内容の妥当性等につき定期的に内部監査を実施し、代表取締役及び当社の監査等委員会へ結果を報告する。
- ④役職員が職務を遂行するにあたり遵守すべき当社グループの行動基準としての企業行動規則のほか、コンプライアンス規程及びコンプライアンスガイドラインを制定する。当社にコンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、コンプライアンス違反を未然に防ぐため、当社グループの内部及び外部に通報窓口を設ける。コンプライアンス・リスク管理委員会は、四半期毎にその構成委員による会議を招集し、当社グループのコンプライアンス遵守の状況の確認と啓蒙活動を行う。
- ⑤当社グループの役職員に対して、コンプライアンスガイドラインを配布し、また、定期的にコンプライアンス研修を実施し、法令及び定款の遵守並びに浸透を図る。特に、独占禁止法の遵守については、遵守のための確認・監視等の体制を整備するとともに行動規範の徹底を図り、厳正な職務の執行を確保する。

- ⑥当社グループの役職員に対して、他社で発生した重大な不祥事・事故についても、速やかに周知するほか、必要に応じて講習を実施する。
- ⑦当社にサステナビリティ委員会を設置し、当社グループのサステナビリティを巡る課題について、改善のための活動、教育を行う。
- ⑧反社会的勢力対策規程に基づき市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を持たず、毅然とした態度で対応する。

(2) 当社グループの取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①当社グループの取締役の職務執行に係る文書、その他重要な情報については、法令及び文書管理規程ほか社内規程等に則り作成、保存、管理する。
- ②情報の不正使用及び漏洩の防止のための手順を定め、情報セキュリティ施策を推進する。

(3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①当社グループのリスク管理体制を体系的に定めるリスク管理規程を制定する。
- ②当社のコンプライアンス・リスク管理委員会は、当社グループのリスクの予防に努めるほか、リスク管理規程に基づき想定されるリスクに応じた有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備する。(大規模事故・災害・不祥事の発生時における緊急対策本部の設置等)
- ③コンプライアンス・リスク管理委員会の運営を司る部門として、当社の総務人事部内にコンプライアンス・リスク管理委員会事務局を設置する。
- ④リスク管理規程に基づき各部門に働き掛けし、各部門において継続的にリスクを監視する。
- ⑤当社の内部監査室は、当社の監査等委員会と連携して、各種リスクの管理状況の監査を実施する。
- ⑥当社グループに発生した、又は発生する恐れのあるリスクを発見した当社グループの役職員が直接コンプライアンス・リスク管理委員会に連絡できるリスク情報受入窓口を設ける。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①当社の取締役会の決定に基づく業務執行については、職務分掌規程、職務権限規程において、それぞれの分担を明確にして、職務の執行が効率的に行われることを確保する。
- ②当社の取締役会は、当社の全取締役及び使用人が共有する目標とする経営方針、経営戦略及び経営計画等を定め、各本部・部・室・グループ別の業績目標を設定し、代表取締役、取締役及び執行役員がその達成に向けて職務を遂行した成果である実績を管理する。
- ③当社グループは取締役会を毎月1回以上開催し、重要事項の決定並びに取締役及び執行役員の業務の執行状況について報告を行い、取締役及び執行役員の職務の執行について監視・監督を行う。また、職務の執行が効率的に行われることを補完するため、経営に関する重要事項について協議する経営会議を毎月1回以上開催する。
- ④当社の取締役会は、気候変動対応を含む将来にわたる重要課題を認識し、持続可能な社会の実現と中長期的な企業価値向上を目指し、サステナビリティ経営戦略を推進するため、サステナビリティ委員会を設置する。SDGsをはじめとする社会・環境問題に事業を通じて取り組み、確認・整理した上で、取締役会に報告と提言を行う。

(5) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- ①当社の関係会社に対する管理基準を明確にするため、関係会社管理規程を制定し、統括管理責任者を置く。
- ②統括管理責任者は、子会社に関する重要事項について、事前に情報及び資料等を入手の上その取扱いを決定し、必要に応じて取締役会に報告する。

(6) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ①当社グループの役職員が職務を遂行するにあたり遵守すべき行動基準として企業行動規則を定めるほか、コンプライアンス規程及びコンプライアンスガイドラインの制定、コンプライアンス研修の実施等によりコンプライアンス体制を構築、運用する。
- ②コンプライアンス違反を未然に防ぐため、子会社内部及び外部に通報窓口を設けるほか、当社の通報窓口も利用可能とする。
- ③当社の内部監査室は、子会社の監査を定期的実施する。
- ④当社の役職員を子会社の取締役又は監査役として派遣し、適切な監督・監査を行う。

(7) 当社の監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における、当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ①当社の監査等委員会が求めた場合には、業務分掌規程に基づき監査等委員会にその職務を補助すべき従業員を付属させることができる。
- ②当社の監査等委員会の職務を補助すべき従業員は、当社の監査等委員会の指示に従いその職務を行う。
- ③当社の監査等委員会の職務を補助すべき従業員の人事異動、人事考課、懲戒等については、監査等委員会の同意を必要とする。

(8) 当社グループの取締役及び使用人が当社の監査等委員会に報告するための体制その他の当社の監査等委員会への報告に関する体制

- ①当社グループの取締役及び使用人は、取締役会等の重要な会議において随時、担当する業務の執行状況について報告を行う。
- ②当社グループの取締役及び使用人は、当社の監査等委員会の求めに応じて会社の業務の執行状況について報告する。
- ③当社グループの取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したとき、又は通報を受けたときは、速やかに当社の監査等委員会に報告する。
- ④当社グループの監査等委員会に報告した者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いをしないものとする。

(9) 当社の監査等委員の職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- ①当社の監査等委員がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員会の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- ②当社の監査等委員から独自に外部専門家（弁護士・公認会計士等）を顧問とすることを求められた場合、当該監査等委員会の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担する。
- ③当社の監査等委員の職務の執行について生じる費用等を支弁するため、毎年、予算を設ける。

(10) その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①当社の監査等委員会は、当社代表取締役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について意見交換を行う。
- ②当社の監査等委員会は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求める。
- ③当社の内部監査室は、内部監査規程に則り監査が実施できる体制を整備し、当社の監査等委員会との相互連携を図る。

(11) 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ①内部統制システム構築の基本方針及び別途定める「財務報告に係る内部統制の基本方針」に基づき、財務報告に係る内部統制の整備及び運用を行う。
- ②財務報告の信頼性を確保するため、使用人に対し教育、研修等を通じて内部統制について周知徹底し、全社レベル及び業務プロセスレベルにおける統制を図るものとする。
- ③当社の取締役会は、財務報告に係る内部統制を監視するとともに、法令に基づき財務報告に係る内部統制の整備状況及び運用状況を評価し改善するものとする。

(12) 反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- ①反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、不当要求については拒絶することを基本方針とし、これを各種社内規程等に明文化する。また、取引先がこれらと関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合には取引を解消する。
- ②当社の総務人事部を反社会的勢力対応部署と位置付け、情報の一元管理・蓄積等を行う。また、役員及び使用人が基本方針を遵守するよう教育体制を構築するとともに、反社会的勢力による被害を防止するための対応方法等を整備し周知を図る。
- ③反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、警察及び顧問法律事務所等の外部専門機関と連携し、有事の際の協力体制を構築する。

7. 上記体制の運用状況

(1) コンプライアンス・リスク管理

インサイダー取引管理規程を制定し全役職員を対象としたインサイダー研修を定期的を開催するほか、コンプライアンス・リスク管理委員会を四半期毎に開催してコンプライアンスの状況の確認及び啓蒙活動を行い、また定期的にコンプライアンス研修を実施し、コンプライアンス意識の向上を図っております。

反社会的勢力の排除については、事前確認の徹底及び暴力団排除条項を盛り込んだ契約の締結等により、一切の関係を遮断しております。

また、コンプライアンス・リスク管理委員会にてリスク情報の確認及び情報共有を行い、リスクマネジメントの推進を図っております。

(2) 内部統制の評価

各業務執行部門から独立した内部監査室を設置し、業務プロセス3点セット（業務フロー・業務記述書・リスクと統制の対応）及び財務報告に係る内部統制の整備・運用及び評価の基本計画に基づき、金融商品取引法に基づく全社的な内部統制・IT全般統制・決算財務プロセス及びその他の主要な業務プロセスの内部統制について、整備状況及び運用状況を評価し、有効性の評価を実施しております。

(3) 内部監査

内部監査計画書に基づき、本社内全部門、支店、全作業所及び子会社について、コンプライアンス・分掌業務・予算統制・労務管理等の項目を対象に内部監査を実施いたしました。内部監査結果は社長及び被監査部門長に報告し必要に応じて改善指示を行い、以降の業務執行に反映しております。また、内部監査は監査等委員会と連携して実施し、情報を共有し業務の効率化に向けた活動を実施しております。

(4) 社外監査等委員への情報提供の充実

常勤監査等委員は、代表取締役と四半期毎に会合を持ち、意見交換及び情報共有を行うとともに、内部監査室及び会計監査人と四半期毎に会合を持ち、意見交換及び情報共有を行っております。また、常勤監査等委員が得た情報等は、適宜監査等委員会及び他の社外監査等委員に提供され、社外監査等委員への情報提供の充実が図られております。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要施策の一つと考え、現在及び将来の事業展開や設備投資及び内部留保金の確保等を総合的に勘案し、継続的かつ安定的に配当を実施することを基本方針としております。

利益還元方法は、連結配当性向30%以上とし、株主の皆様に対する利益還元の充実を図りつつ、経営成績及び今後の事業展開、健全な財務体質維持のために必要な内部留保の確保等を勘案の上決定いたします。

当連結会計年度の期末配当は1株当たり48円とさせていただきます。

(注) 本事業報告に記載された金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2026年5月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流動資産	31,249,322	流動負債	12,581,385
現金及び預金	2,624,627	支払手形・工事未払金等	2,340,535
完成工事未収入金等	7,991,119	電子記録債務	2,293,537
販売用不動産	2,680,886	短期借入金	1,844,000
仕掛販売用不動産	17,066,363	1年内返済予定の長期借入金	2,473,344
未成工事支出金	49,319	未払法人税等	809,793
その他の	837,005	未成工事受入金	926,415
		賞与引当金	46,600
		完成工事補償引当金	302,038
		アフターコスト引当金	9,104
		その他の	1,536,017
固定資産	1,034,872	固定負債	8,557,688
有形固定資産	151,166	長期借入金	8,120,316
建物及び構築物	119,020	退職給付に係る負債	327,445
土地	14,798	役員株式給付引当金	53,187
その他の	17,347	その他の	56,738
無形固定資産	13,281		
その他の	13,281	負債合計	21,139,074
投資その他の資産	870,424	(純資産の部)	
投資有価証券	32,033	株主資本	11,141,810
繰延税金資産	520,254	資本金	730,429
その他の	318,137	資本剰余金	726,777
		利益剰余金	10,678,367
		自己株式	△993,764
		新株予約権	3,310
		純資産合計	11,145,120
資産合計	32,284,194	負債・純資産合計	32,284,194

連結損益計算書

(自 2025年 6 月 1 日
至 2026年 5 月 31 日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		36,417,480
売上原価		31,725,022
売上総利益		4,692,457
販売費及び一般管理費		1,796,448
営業利益		2,896,009
営業外収入		
受取利息	8,189	
受取保険金	10,219	
受取手数料	98	
物品売却収入	2,207	
その他	1,094	21,808
営業外費用		
支払利息	193,212	
支払手数料	26,807	
その他	7,815	227,834
経常利益		2,689,983
税金等調整前当期純利益		2,689,983
法人税、住民税及び事業税	1,103,950	
法人税等調整額	△296,432	807,518
当期純利益		1,882,465
非支配株主に帰属する当期純利益		—
親会社株主に帰属する当期純利益		1,882,465

連結株主資本等変動計算書

(自 2025年 6 月 1 日
至 2026年 5 月 31 日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	730,429	726,777	9,329,428	△1,029,041	9,757,593
当期変動額					
剰余金の配当			△533,526		△533,526
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,882,465		1,882,465
自己株式の取得				△42	△42
自己株式の処分				35,319	35,319
株主資本以外の項目の当 期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	1,348,939	35,277	1,384,216
当期末残高	730,429	726,777	10,678,367	△993,764	11,141,810

(単位：千円)

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	3,310	9,760,903
当期変動額		
剰余金の配当		△533,526
親会社株主に帰属する 当期純利益		1,882,465
自己株式の取得		△42
自己株式の処分		35,319
株主資本以外の項目の当 期変動額（純額）	－	－
当期変動額合計	－	1,384,216
当期末残高	3,310	11,145,120

連 結 注 記 表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 1社

連結子会社の名称 ファーストエボリューション株式会社

(2) 非連結子会社の数 1社

非連結子会社の名称 ランドブレイン株式会社

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、休眠会社であり、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲に含めておりません。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称

(非連結子会社)

ランドブレイン株式会社

(関連会社)

TUS都市開発株式会社

(持分法を適用しない理由)

持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価の方法

関連会社株式 . . . 移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等 . . . 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、
以外のもの 売却原価は移動平均法により算定）

②棚卸資産の評価基準及び評価方法

販売用不動産 . . . 個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げ
の方法)

仕掛販売用不動産 . . . 個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げ
の方法)

未成工事支出金 . . . 個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げ
の方法)

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産 定額法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 3～50年

機械装置及び運搬具 2～9年

②無形固定資産（リース資産を除く） . . . 定額法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

ソフトウェア（自社利用分） 5年（社内における利用可能期間）

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

④長期前払費用

契約期間等にわたり均等償却しております。

(3) 引当金の計上基準

賞与引当金	・・・	従業員に対し支給する賞与の支出に備えて、当連結会計年度末における支給見込額に基づき計上しております。
完成工事補償引当金	・・・	完成工事の補償工事に係る費用を補填するため、過去の補償工事の実績等を基準として算定した将来の負担見込額を計上しております。
アフターコスト引当金	・・・	当連結会計年度末までに販売した不動産に係る費用を補填するため、合理的に見積ることができる場合に個別物件に係る必要額を計上しております。
役員株式給付引当金	・・・	役員株式給付規程に基づく取締役への当社株式の交付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び連結子会社は退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

(建設事業)

建設事業におきましては、顧客との工事請負契約に基づき、目的物の完成及び顧客に引渡す義務を負っております。当該履行義務は、主として工事の進捗に伴い支配を顧客に移転することとなるため、一定の期間にわたり充足されると判断しており、履行義務の充足に係る進捗度に基づき、一定の期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、連結会計年度の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価総額に占める割合に基づいて行っております。また、契約の初期段階において、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事については、代替的な取扱いを適用し、一定期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

(不動産事業)

不動産事業におきましては、顧客との不動産売買契約書に基づき、目的不動産の引き渡しを行う義務を負っております。当該履行義務は、物件が引き渡される一時点で充足されることから、顧客への対象不動産の引き渡し完了時点において収益を認識しております。また、不動産売買における仲介及び販売手数料は、媒介契約の目的物である不動産が買主へ引き渡された時点を以って履行義務が充足されることから、売主から買主への対象不動産の引き渡し完了時点において収益を認識しております。

(会計方針の変更に関する注記)

該当する事項はありません。

(表示方法の変更に関する注記)

前連結会計年度まで「流動資産」に表示しておりました「受取手形・完成工事未収入金等」は、受取手形の残高がないため、当連結会計年度より「完成工事未収入金等」として表示しております。

(会計上の見積りに関する注記)

(1) 一定の期間にわたり履行義務を充足する工事契約に関する収益認識

当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

一定の期間にわたり履行義務を充足する完成工事高 18,626,959千円

(原価回収基準の適用を除く)

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資するその他の情報

①算出方法

一定の期間にわたり充足される履行義務のうち、合理的な進捗度の見積りができるものについては、期間がごく短い場合を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は連結会計年度の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価総額に占める割合に基づいて行っております。工事原価総額の見積りは実行予算によって行います。

工事原価総額の見積りに用いた仮定には、作成時点で入手可能な情報に基づいた施工条件や資材機材価格、作業効率等を勘案して工種別に詳細に積み上げることによって工事原価総額を見積ります。工事着工後は作業所において実際の発生原価と対比して適時・適切に工事原価総額の見直しを行っております。

②主要な仮定

一定の期間にわたり履行義務を充足する工事契約に関する収益認識の基礎となる工事原価総額は、工事契約毎の実行予算を使用して見積りを行っております。工事は基本的な仕様や作業内容が顧客の指図に基づくため、個別性があるとともに、こうした工事原価総額の見積りは、工事に対する専門的な知識や経験を有する所管部署による一定の仮定と判断が必要であり、不確実性を伴うものとなります。また、工期が長期にわたることから、建設資材価格・労務費等の急激な高騰・調達難、協力業者等の確保状況による生産能力の低下等が生じ、材料費及び外注費等が変動する可能性があるため、工事原価総額を継続的に見直しております。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

工事原価総額の見積りにつきましては、契約内容の変更等、当連結会計年度末までに判明している事象や把握している情報を反映し、見積りを実施しております。しかしながら、想定外の事象が発生した場合には工事原価総額が変動し、当連結会計年度末までに計上した進捗部分に係る変動額が翌連結会計年度の連結計算書類に影響する可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保資産

担保に供している資産

販売用不動産 223,479千円

仕掛販売用不動産 10,690,203千円

合計 10,913,683千円

担保資産に対応する債務

短期借入金 1,844,000千円

1年内返済予定の長期借入金 166,680千円

長期借入金 7,984,200千円

合計 9,994,880千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 41,196千円

3. 顧客との契約から生じた債権の残高及び契約資産の残高

顧客との契約から生じた債権の残高及び契約資産の金額は、「(収益認識に関する注記)

3.(1)顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等」に記載しているため、注記を省略しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
普通株式	13,363,540	－	－	13,363,540

2. 自己株式に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
普通株式	1,416,432	46	43,600	1,372,878

(注) 1. 当連結会計年度期首及び当連結会計年度末の自己株式数には、株式会社日本カस्टディ銀行（信託E口）が保有する当社株式が、それぞれ755,900株、712,300株含まれております。

2. 自己株式の株式数の増加46株は、単元未満株式の買取によるものであります。

3. 自己株式の株式数の減少43,600株は、「役員株式給付信託（BBT-RS）」及び「株式給付信託（J-ESOP）」の給付によるものであります。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議日	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2025年 7月22日 取締役会	普通株式	533,526	42.00	2025年 5月31日	2025年 8月27日	利益 剰余金

(注) 配当金の総額には、「株式給付信託 (J-ESOP)」及び「役員株式給付信託 (BBT)」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) が保有する当社株式に対する配当金31,747千円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議日	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2026年 7月15日 取締役会	普通株式	609,742	48.00	2026年 5月31日	2026年 8月26日	利益 剰余金

(注) 配当金の総額には、「株式給付信託 (J-ESOP)」及び「役員株式給付信託 (BBT-RS)」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) が保有する当社株式に対する配当金34,190千円が含まれております。

4. 当連結会計年度の末日における新株予約権 (権利行使期間の初日が到来していないものを除く。) の目的となる株式の種類及び数

普通株式 5,000株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である電子記録債権及び完成工事未収入金等は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しましては、取引先ごとの与信管理と期日管理、残高管理を行っております。なお、回収期日は1年以内となっております。

ゴルフ会員権は、発行体の信用リスクに晒されております。当社では、発行体の財政状況等の悪化等による回収懸念の早期把握を図り管理しております。

営業債務である電子記録債務及び支払手形・工事未払金等は1年以内の支払期日としております。営業債務は流動性リスクに晒されておりますが、当社では、月次に資金繰り計画を作成するなどの方法により管理をしております。

長期借入金については、ほとんどが金利の変動リスクに晒されております。また、当該資金調達に係る流動性リスクに関しては、定期的に資金計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年5月31日（当連結会計年度末日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
ゴルフ会員権	91,320	78,000	△13,320
資 産 計	91,320	78,000	△13,320
長期借入金	10,593,660	10,593,660	－
負 債 計	10,593,660	10,593,660	－

(注) 1. 「ゴルフ会員権」は、連結貸借対照表の投資その他の資産の「その他」に含まれております。

2. 「現金及び預金」、「電子記録債権」、「完成工事未収入金等」、「支払手形・工事未払金等」、「電子記録債務」及び「未払法人税等」については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

3. 市場価格のない株式等は上記の表に含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額
非上場株式	32,033

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

該当する事項はありません。

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
ゴルフ会員権	－	78,000	－	78,000
資 産 計	－	78,000	－	78,000
長期借入金	－	10,593,660	－	10,593,660
負 債 計	－	10,593,660	－	10,593,660

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

ゴルフ会員権

ゴルフ会員権は相場価格等により測定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金（1年内返済予定のものを含む）

長期借入金の時価は、固定金利によるものは、一定の期間毎に区分した債務毎に、その将来キャッシュ・フローを返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定し、レベル2の時価に分類しております。変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	建設事業	不動産事業	その他	合計
売上高				
一定の期間にわたり移転される財	27,154,813	－	10,770	27,165,583
一時点で移転される財	70,023	8,817,082	188,179	9,075,285
顧客との契約から生じる収益	27,224,836	8,817,082	198,949	36,240,868
その他の収益	－	－	176,612	176,612
外部顧客への売上高	27,224,836	8,817,082	375,562	36,417,480

(注) その他の収益には、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」に基づく賃料収入等が含まれております。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

連結注記表「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 4 (5) 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度 (2026年5月31日)
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	367,255
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	310,478
契約資産 (期首残高)	6,837,806
契約資産 (期末残高)	7,680,641
契約負債 (期首残高)	851,279
契約負債 (期末残高)	1,271,322

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末時点で未充足の履行義務に配分した取引価格の総額は、28,360,975千円であり、当該履行義務は、主に建築事業におけるものであり、期末日後概ね2年以内に収益として認識されると見込んでおります。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額	929円21銭
------------	---------

1 株当たり当期純利益金額	157円18銭
---------------	---------

(注) 当社の「株式給付信託 (J-ESOP)」及び「役員株式給付信託 (BBT-RS)」において株式会社日本カストディ銀行 (信託 E 口) が保有する当社株式は、1 株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めており、また、1 株当たり当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております (当連結会計年度末712,300株、期中平均株式数726,264株)。

貸借対照表

(2026年5月31日)

(単位：千円)

科 目 (資 産 の 部)	金 額	科 目 (負 債 の 部)	金 額
流動資産	30,952,209	流動負債	12,306,341
現金及び預金	2,536,631	買掛金	69,540
売掛金	43,465	電子記録債権	2,293,537
完成工事未収入金	7,942,238	工事未払金	2,270,231
販売用不動産	2,479,749	短期借入金	1,636,000
仕掛販売用不動産	17,066,363	1年内返済予定の長期借入金	2,431,680
未成工事支出金	49,319	リース債権	1,676
前払費用	457,133	未払金	743,613
前払の費用	89,420	未払法人税等	49,030
貸倒引当金	487,887	未払工事受入金	809,483
	△ 200,000	前受り金	926,415
		預り保証金	344,040
		預り消費税等	124,757
		未払引当金	176,960
		賞与引当金	70,397
		完成工事補償引当金	46,600
		アフターコスト引当金	302,038
		その他の引当金	9,104
		その他の引当金	1,235
固定資産	1,032,571	固定負債	8,515,764
有形固定資産	151,165	長期借入金	7,984,200
建物	119,020	長期リース債権	4,330
工具、器具及び備品	12,013	退職給付引当金	323,611
リース資産	5,334	役員株式給付引当金	53,187
土地	14,798	債務保証損失引当金	99,975
無形固定資産	12,869	その他の引当金	50,459
ソフトウェア	8,949	負債合計	20,822,105
商標	3,199	(純資産の部)	
特許	720	株主資本	11,159,365
投資その他の資産	868,535	株主資本	
投資有価証券	33	資本金	730,429
関係会社株	32,000	資本剰余金	726,783
出資	40	資本準備金	689,085
長期前払費用	30,265	その他の資本剰余金	37,697
繰延税金	520,254	利益剰余金	10,695,916
敷金の保	73,301	その他の利益剰余金	10,695,916
その他の	212,640	繰越利益剰余金	10,695,916
		自己株式	△ 993,764
		新株予約権	3,310
		純資産合計	11,162,675
資産合計	31,984,780	負債・純資産合計	31,984,780

損 益 計 算 書

(自 2025年 6 月 1 日
至 2026年 5 月 31 日)

(単位：千円)

科 目					金 額	
高 高 高	高 高 高	高 高 高	高 高 高	高 高 高	27,224,836	
事 上 上	事 上 上	事 上 上	事 上 上	事 上 上	8,377,756	
工 産 他	工 産 他	工 産 他	工 産 他	工 産 他	287,624	35,890,217
完 成 動 の	完 成 動 の	完 成 動 の	完 成 動 の	完 成 動 の	24,094,195	
上 原 価	上 原 価	上 原 価	上 原 価	上 原 価	6,965,980	
事 原 価	事 原 価	事 原 価	事 原 価	事 原 価	165,175	31,225,351
利 益	利 益	利 益	利 益	利 益		4,664,865
一 般 管 理 費	一 般 管 理 費	一 般 管 理 費	一 般 管 理 費	一 般 管 理 費		1,727,518
營 業 外 収 益	營 業 外 収 益	營 業 外 収 益	營 業 外 収 益	營 業 外 収 益		2,937,346
受 取 利 息	受 取 利 息	受 取 利 息	受 取 利 息	受 取 利 息	10,251	
業 務 受 託 収 入	業 務 受 託 収 入	業 務 受 託 収 入	業 務 受 託 収 入	業 務 受 託 収 入	8,880	
受 取 手 数 料	受 取 手 数 料	受 取 手 数 料	受 取 手 数 料	受 取 手 数 料	98	
受 取 保 険 金	受 取 保 険 金	受 取 保 険 金	受 取 保 険 金	受 取 保 険 金	10,219	
物 品 売 却 収 入	物 品 売 却 収 入	物 品 売 却 収 入	物 品 売 却 収 入	物 品 売 却 収 入	2,195	
そ の 他	そ の 他	そ の 他	そ の 他	そ の 他	1,066	32,711
營 業 外 費 用	營 業 外 費 用	營 業 外 費 用	營 業 外 費 用	營 業 外 費 用		
支 払 利 息	支 払 利 息	支 払 利 息	支 払 利 息	支 払 利 息	185,250	
支 払 手 数 料	支 払 手 数 料	支 払 手 数 料	支 払 手 数 料	支 払 手 数 料	26,807	
そ の 他	そ の 他	そ の 他	そ の 他	そ の 他	7,417	219,475
経 常 利 益	経 常 利 益	経 常 利 益	経 常 利 益	経 常 利 益		2,750,583
特 別 利 益	特 別 利 益	特 別 利 益	特 別 利 益	特 別 利 益		
債 務 保 証 損 失 引 当 金 戻 入 額	債 務 保 証 損 失 引 当 金 戻 入 額	債 務 保 証 損 失 引 当 金 戻 入 額	債 務 保 証 損 失 引 当 金 戻 入 額	債 務 保 証 損 失 引 当 金 戻 入 額	108,423	108,423
特 別 損 失	特 別 損 失	特 別 損 失	特 別 損 失	特 別 損 失		
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	貸 倒 引 当 金 繰 入 額	貸 倒 引 当 金 繰 入 額	貸 倒 引 当 金 繰 入 額	貸 倒 引 当 金 繰 入 額	175,000	175,000
税 引 前 当 期 純 利 益	税 引 前 当 期 純 利 益	税 引 前 当 期 純 利 益	税 引 前 当 期 純 利 益	税 引 前 当 期 純 利 益		2,684,006
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,103,610	
法 人 税 等 調 整 額	法 人 税 等 調 整 額	法 人 税 等 調 整 額	法 人 税 等 調 整 額	法 人 税 等 調 整 額	△296,432	807,178
当 期 純 利 益	当 期 純 利 益	当 期 純 利 益	当 期 純 利 益	当 期 純 利 益		1,876,828

株主資本等変動計算書

(自 2025年6月1日
至 2026年5月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	730,429	689,085	37,697	726,783	9,352,614	9,352,614	△1,029,041	9,780,786
当期変動額								
剰余金の配当					△533,526	△533,526		△533,526
当期純利益					1,876,828	1,876,828		1,876,828
自己株式の取得							△42	△42
自己株式の処分							35,319	35,319
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当期変動額合計	－	－	－	－	1,343,302	1,343,302	35,277	1,378,579
当期末残高	730,429	689,085	37,697	726,783	10,695,916	10,695,916	△993,764	11,159,365

(単位：千円)

	新株 予約権	純資産 合計
当期首残高	3,310	9,784,096
当期変動額		
剰余金の配当		△533,526
当期純利益		1,876,828
自己株式の取得		△42
自己株式の処分		35,319
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	－	－
当期変動額合計	－	1,378,579
当期末残高	3,310	11,162,675

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価の方法

子会社株式及び関連会社 . . . 移動平均法による原価法
株式

其他有価証券

市場価格のない株式等 . . . 時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、
以外のもの 売却原価は移動平均法により算定)

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

販売用不動産 . . . 個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げ
の方法)

仕掛販売用不動産 . . . 個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げ
の方法)

未成工事支出金 . . . 個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げ
の方法)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 定額法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8～50年

工具、器具及び備品 4～20年

(2) 無形固定資産 (リース資産を除く) . . . 定額法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

ソフトウェア (自社利用分) 5年 (社内における利用可能期間)

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(4) 長期前払費用

契約期間等にわたり均等償却しております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金	・ ・ ・	債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
賞与引当金	・ ・ ・	従業員に対し支給する賞与の支出に備えて、当事業年度末における支給見込額に基づき計上しております。
完成工事補償引当金	・ ・ ・	完成工事の補償工事に係る費用を補填するため、過去の補償工事の実績等を基準として算定した将来の負担見込額を計上しております。
アフターコスト引当金	・ ・ ・	当事業年度末までに販売した不動産に係る費用を補填するため、合理的に見積ることができる場合に個別物件に係る必要額を計上しております。
退職給付引当金	・ ・ ・	従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
役員株式給付引当金	・ ・ ・	役員株式給付規程に基づく取締役への当社株式の交付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。
債務保証損失引当金	・ ・ ・	関係会社への債務保証等に係る損失に備えるため、被保証者の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しています。

4. 収益及び費用の計上基準

(建設事業)

建設事業におきましては、顧客との工事請負契約に基づき、目的物の完成及び顧客に引渡す義務を負っております。当該履行義務は、主として工事の進捗に伴い支配を顧客に移転することとなるため、一定の期間にわたり充足されると判断しており、履行義務の充足に係る進捗度に基づき、一定の期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価総額に占める割合に基づいて行っております。また、契約の初期段階において、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事については、代替的な取扱いを適用し、一定期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

(不動産事業)

不動産事業におきましては、顧客との不動産売買契約書に基づき、目的不動産の引き渡しを行う義務を負っております。当該履行義務は、物件が引き渡される一時点で充足されることから、顧客への対象不動産の引き渡し完了時点において収益を認識しております。

(会計方針の変更に関する注記)

該当する事項はありません。

(表示方法の変更に関する注記)

該当する事項はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

(1) 一定の期間にわたり履行義務を充足する工事契約に関する収益認識

当事業年度の計算書類に計上した金額

一定の期間にわたり履行義務を充足する完成工事高 18,626,959千円

(原価回収基準の適用を除く)

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資するその他の情報

会計上の見積りの内容に関する理解に資するその他の情報は、連結計算書類「連結注記表(会計上の見積りに関する注記)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保資産

担保に供している資産

仕掛販売用不動産	10,690,203千円
----------	--------------

合計	10,690,203千円
----	--------------

担保資産に対応する債務

短期借入金	1,636,000千円
-------	-------------

1年内返済予定の長期借入金	166,680千円
---------------	-----------

長期借入金	7,984,200千円
-------	-------------

合計	9,786,880千円
----	-------------

2. 有形固定資産の減価償却累計額	40,718千円
-------------------	----------

3. 保証債務

以下の関係会社の金融機関からの借入に対して、債務保証を行っております。

ファーストエボリューション株式会社	385,780千円
-------------------	-----------

4. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

(1) 短期金銭債権	200,430千円
(2) 短期金銭債務	7,518千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 10,659千円

売上原価 18,649千円

販売費及び一般管理費 25,613千円

営業取引以外の取引高 11,139千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	13,363,540	－	－	13,363,540

2. 自己株式に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	1,416,432	46	43,600	1,372,878

(注) 1. 当事業年度期首及び当事業年度末の自己株式数には、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式が、それぞれ755,900株、712,300株含まれております。

2. 自己株式の株式数の増加46株は、単元未満株式の買取によるものであります。

3. 自己株式の株式数の減少43,600株は、「役員株式給付信託（BBT-RS）」及び「株式給付信託（J-ESOP）」の給付によるものであります。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議日	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2025年 7月22日 取締役会	普通株式	533,526	42.00	2025年 5月31日	2025年 8月27日	利益 剰余金

(注) 配当金の総額には、「株式給付信託 (J-ESOP)」及び「役員株式給付信託 (BBT)」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) が保有する当社株式に対する配当金31,747千円が含まれております。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議日	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2026年 7月15日 取締役会	普通株式	609,742	48.00	2026年 5月31日	2026年 8月26日	利益 剰余金

(注) 配当金の総額には、「株式給付信託 (J-ESOP)」及び「役員株式給付信託 (BBT-RS)」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) が保有する当社株式に対する配当金34,190千円が含まれております。

4. 当事業年度の末日における新株予約権 (権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数

普通株式 5,000株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	44,333 千円
賞与引当金	14,687
法定福利費	9,025
補助金収入	70,100
完成工事補償引当金	95,199
退職給付引当金	101,998
役員株式給付引当金	33,347
敷金償却	12,778
貸倒引当金	63,037
関係会社株式評価損	11,663
債務保証損失引当金	31,511
棚卸資産評価損	135,153
その他	18,653

繰延税金資産 小計	641,490
-----------	---------

評価性引当額	△118,991
--------	----------

繰延税金資産 合計	522,499
-----------	---------

繰延税金負債

その他	2,244
-----	-------

繰延税金負債 合計	2,244
-----------	-------

繰延税金資産の純額	520,254
-----------	---------

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(借主側)

(1) リース資産の内容

有形固定資産

主として、社用車(「車両運搬具」)であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

(重要な会計方針に係る事項に関する注記) 2.固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内 7,282千円

1年超 3,360千円

合計 10,642千円

(関連当事者との取引に関する注記)

種類	会社等の名称	議決権等の所有割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引価格 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	ファーストエボリューション(株)	100.00	保証債務、資金の貸付 役員の兼任	債務保証 (注1)	385,780	債務保証損失引当金	99,975
				資金の貸付 (注2)	350,000	その他	200,000
				資金の返済	175,000		
				業務受託料の受取 (注3)	8,880	—	—

(注) 1. 債務保証は、金融機関からの借入金に対するものであります。なお、保証料の受領は行っておりません。

2. 市場金利を勘案して決定しており、担保は受け入れておりません。

3. 取引条件決定方針等

業務受託料については、業務の内容を勘案して決定しております。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結計算書類「連結注記表（収益認識に関する注記）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額	930円67銭
------------	---------

1 株当たり当期純利益金額	156円71銭
---------------	---------

(注) 当社の「株式給付信託（J-ESOP）」及び「役員株式給付信託（BBT-RS）」において株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めており、また、1株当たり当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております（当事業年度末712,300株、期中平均株式数726,264株）。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年7月14日

ファーストコーポレーション株式会社
取締役会 御中

東陽監査法人
東京事務所
指定社員 公認会計士 大橋 睦
業務執行社員
指定社員 公認会計士 立澤 隆尚
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ファーストコーポレーション株式会社の2025年6月1日から2026年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ファーストコーポレーション株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査問に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年7月14日

ファーストコーポレーション株式会社
取締役会 御中

東陽監査法人
東京事務所

指定社員 公認会計士 大橋 睦
業務執行社員

指定社員 公認会計士 立澤 隆 尚
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ファーストコーポレーション株式会社の2025年6月1日から2026年5月31日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年6月1日から2026年5月31日までの第15期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社からの事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討をいたしました。

2. 監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年7月22日

ファーストコーポレーション株式会社	監査等委員会
監 査 等 委 員	諸 橋 隆 章 ㊞
監 査 等 委 員	植 野 和 宏 ㊞
監 査 等 委 員	足 立 学 ㊞

(注) 監査等委員 諸橋 隆章、植野 和宏及び足立 学は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

第15回 定時株主総会会場ご案内図

日時 2026年8月25日（火曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）

会場 東京都港区赤坂一丁目8番1号
赤坂インターシティAIR3階 赤坂インターシティコンファレンス



交通 東京メトロ 銀座線 南北線 「溜池山王駅」14番出口より地下通路直結 / 9番出口より徒歩約2分
千代田線 丸ノ内線 「国会議事堂前駅」14番出口より地下通路直結 / 9番出口より徒歩約2分

●駐車場（有料）は収容台数に限りがございますので、公共交通機関をご利用いただきますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

